

[別紙1]

随意契約理由書

件名	和田岬ポンプ場 2号スクリーン補修
契約の相手方	神鋼環境メンテナンス株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>今回補修を行う2号スクリーンは、ポンプ場に流入する雨水からゴミを除去するもので、雨水ポンプによる雨水排除を安定して行う為に重要な設備である。よって本補修にあたっては、信頼性の確保が不可欠なものとなっている。</p> <p>本補修は、長期間の運転により劣化したレーキ部品の取替を行うことにより、雨期や集中豪雨時の雨水排除に対する機能の安定確保を図るものである。</p> <p>本補修では製作者しか知りえない技術的データ、機器の総合的な調整及び機能保障が必要となるため、当該設備の製造会社しか履行することができない。</p> <p>上記業者は、当該機器の製造会社である株式会社神戸製鋼所(現神鋼環境ソリューション)から保守点検及び修繕整備部門を移管されていることから、当該業務を履行できるのは上記業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署	建設局中央水環境センター施設課(電話番号 641-2400)